

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

3 合成洗剤追放運動

「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」(いわゆる「合成洗剤追放条例」)が一九七九年一〇月に制定されて以降、各地で合成洗剤追放運動の連絡会が結成され、神奈川県では条例制定直接請求運動が展開されるなど、追放運動は全国的にひろがっていった。労働組合としては、全水道、自治労、日教組が職業病闘争など職場内闘争とむすびつけて、積極的に合成洗剤追放にとりくんでいる。

合成洗剤追放第七回全国集会

八〇年一〇月四～五日の二日間、総評、自治労、全水道、日教組生活局などが参加している「きれいな水と命を守る合成洗剤追放全国連絡会」は、「無リン洗剤も追放しよう」というスローガンをかけ、第七回全国集会を仙台市で開催した(連絡会には単組、全国・地方組織、下部組織をふくめ、労組関係は三六団体が参加)。集会は、来賓祝辞、基調報告、記念講演、分散会、総括集会ののち、内閣総理大臣あての「合成洗剤の製造、販売、使用の禁止とその具体策を求める要請書」、日本石鹼洗剤工業会・洗剤企業各社あての「洗剤メーカーに対する合成洗剤の即時製造・販売の中止を求める要請書」、日本チェーンストア協会・日本百貨店協会あての「すべての売場から合成洗剤を一掃し、自然な石けんコーナーを！ 日本全国どこでも石けんが手に入るように！」の三つの要請書と集会アピールを採択し閉会した。

全水道の合成洗剤追放運動

労働組合として積極的に合成洗剤追放運動にとりくんでいる全水道は、運動の成果をつぎのようにまとめている。すなわち、(1)滋賀県の「びわ湖条例」の施行と、合成洗剤追放運動の全国的波及拡大、(2)洗剤メーカーの条例施行を妨害するための裁判提訴を断念させ、環境庁みずから「有りん合成洗剤追放」を宣言するにいたらしめたこと、(3)公共施設、公共機関から合成洗剤を追放するように全都道府県の政策を転換させたこと、(4)「りん」さえとればよいという国とメーカーの結託にたいして、「無りん洗剤」の有害性を明らかにする全国的キャンペーンを展開し、反撃にうつる態勢づくりと意思統一に成功したこと、(5)神奈川県連絡会は、川崎市民の水源地の住民との共闘をめざし、山梨県連絡会や川崎水労と実行委員会を結成して、相模湖における富栄養化防止、合成洗剤追放のシンポジウムと石けん使用の拡大をはかったこと、合成洗剤追放の条例制定を求める神奈川県下の直接請求運動は、琵琶湖につづく新しい運動のすすめ方として評価されること、などをあげている(全水道「第三一回定期大会議案書」)。

■←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
